ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)とウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リ

東証プライムの株式会社アルバック＜6728＞について、ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)他3者（後述）が2026年11月5日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者4者

・ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)

・ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド(Wellington Management Japan Pte Ltd)

・ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド(Wellington Management Hong Kong Ltd)

・ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(Wellington Management Company LLP)

提出理由は「株券等保有割合が1%以上増加したこと単体株券等保有割合が1%以上増加したこと」によるもの。

報告書によると、ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)他3者の株式会社アルバック株式保有比率は、7.75%と1.28%増加した。

報告義務発生日は、2026年10月30日。